

安定型最終処分場に係る対策の検討状況について

1 規制体系

(1) 産業廃棄物処分基準（政令第6条、基準省令）

① 安定型産業廃棄物に限定

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類 の計5品目

② 付着・混入防止措置

建設廃棄物については以下の方法を告示

ア 安定型とそれ以外に分別して排出、かつ、混入・付着防止対策を講じること。

イ 安定型とそれ以外に選別後、熱しやく減量を5%以下にし、かつ、混入・付着防止対策を講じること。

(2) 産業廃棄物処理施設設置許可（法第15条、政令第7条、基準省令）

① 許可制（生活環境影響調査の実施、関係自治体及び住民の意見聴取）

② 構造基準（えん堤、浸透水採取設備、上下流に地下水への影響を把握できる井戸など） ※遮水シート、排水処理施設は不要

③ 維持管理基準

- ・展開検査（目視による搬入物検査）
- ・浸透水に対する水質規制
- ・地下水の検査義務 等

2 現状及び課題

(1) 建設差止訴訟（最高裁で確定）で司法から「5品目自体の有害性に問題はないが混入の可能性は否定できない」との指摘。

(2) 安定型処分場は年間約500万トン程度の安定型産業廃棄物が処分されており、産業廃棄物の重要な受け皿となっている。一方、安定型処分場については、約1割の施設において放流先又は浸透水に異常が見られる

など各地で問題となっており、何らかの規制強化が必要。

3 検討状況

「最終処分場に係る基準のあり方検討委員会」を平成20年11月に設置し、これまで3回検討会を開催した。

主な論点及び対応方針（案）は以下のとおり。

① 安定型5品目以外が付着・混入しないような対応

→展開検査をより実効あるものにするための構造基準や維持管理基準の強化、搬入管理の手法の見直し 等

- ・展開検査場の設置義務づけ
- ・展開検査の実施方法の強化（記録義務付け等）
- ・排出事業者の負うべき義務（安定型産業廃棄物分別義務、安定型廃棄物専用保管場所の設置等）

→埋立禁止品目の追加

- ・今後（平成21年度）、平成18年度調査結果で「埋立物の違反」及び「放流先又は浸透水の異常」が原因で自治体の指導を受けた処分場について更に実態を把握し、その結果、安定型5品目の中で有機物等の付着の可能性が高いものが判明した場合には、これを埋立禁止品目として指定することを検討する。

② 浸透水によるチェック機能の強化

→処分場の構造基準の強化

- ・集排水施設等の浸透水採取設備に係る付帯設備の設置及びその構造基準の明確化
- ・集水機能の確保（砂地等の地盤での遮水機能強化など）